

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和4年3月24日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官  
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官  
(説明員) (官房部局)  
木村総務課長

### 議題

人事院規則2-3 (人事院事務総局等の組織) の一部改正  
人事院規則2-14 (人事院の職員の定員) の一部改正

### 議事の概要

- 議題「人事院規則2-3 (人事院事務総局等の組織) の一部改正」及び「人事院規則2-14 (人事院の職員の定員) の一部改正」について、担当局から、別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則 2—3（人事院事務総局等の組織）等の一部改正について

令和 4 年 3 月 24 日  
官 房 部 局

### 1 人事院規則 2—3（人事院事務総局等の組織）の一部改正

#### (1) 改正理由

国家公務員の長時間労働の是正に向けて、人事院は、令和 4（2022）年度以降も、各府省において上限を超えた場合の要因の整理、分析及び検証の状況を継続的に把握した上で、特例業務の範囲や他律的業務の比重が高い部署の指定の考え方について指導・助言を行うとともに、長時間の超過勤務を行う職員に対する医師の面接指導等を徹底することや、人員配置・業務分担の見直し等を通じて超過勤務を必要最小限のものとするについて、各府省人事担当課長等のマネジメントに責任を有する者に対する指導を行い、各府省の組織全体としての取組も促していくこととしている。さらに、超過勤務手当の適正な支給について、人事院が毎年実施している勤務時間・休暇制度等運用状況調査等のあらゆる機会を通じて各府省に対する指導を行っていくこととしている。

これらの業務を一元的・総合的に担い、長時間労働の是正に向けた各府省への指導を徹底するために必要な体制を整備するため、令和 4 年度組織・定員要求において、職員福祉局職員福祉課勤務時間調査・指導室の設置の要求を行ったところであるが、当該室の設置が認められたことから、人事院規則 2—3（人事院事務総局等の組織）について、所要の改正を行う。

#### (2) 改正内容

- ・職員福祉局職員福祉課勤務時間調査・指導室の設置

### 2 人事院規則 2—1 4（人事院の職員の定員）の一部改正

#### (1) 改正理由

令和 4 年度予算において、人事院の職員の定員が 1 人増加することから、人事院規則 2—1 4（人事院の職員の定員）について、所要の改正を行う。

#### (2) 改正内容

人事院の職員の定員を「6 1 6 人」から「6 1 7 人」に改める。

◇令和3年度末の定員 616人  
↓ 14人(増員)  
△13人(定員合理化)  
◇令和4年4月1日からの定員 617人

(注) 上記の各定員には、特別職の定員5人を含まない。

### 3 公布日及び施行日

令和4年3月31日公布、同年4月1日施行

以 上